

(別添 6)

**【買受人が再卸売を行う場合に締結】**

長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る再卸売電力の  
県内小売に関する契約書 (案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正 (以下「売渡人」という。) と〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「連携小売電気事業者」という。) は、次の条項により、長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る再卸売電力の県内小売に関する契約を締結する。

(趣旨)

第 1 条 2050ゼロカーボン社会の実現を目指し、売渡人は、長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力を連携小売電気事業者を介して県内需要家に供給することにより、再生可能エネルギー利用促進及び地消地産の促進を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売 売渡人と〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「買受人」という。) が令和 9 年 (2027 年) 〇月〇日に締結した長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力受給契約 (以下「四徳及び小渋第 1 発電所電力受給契約」という。) により売渡人が買受人に電力を供給すること。
- (2) 再卸売 売渡人と買受人が令和 9 年 (2027 年) 〇月〇日に締結した長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務契約 (以下「地域新電力等連携業務契約」という。) に基づき、買受人が卸売により受給した電力を連携小売電気事業者に供給すること。

(卸売電力量及び再卸売電力量)

第 3 条 卸売に係る電力量 (以下「卸売電力量」という。) 及び再卸売に係る電力量 (以下「再卸売電力量」という。) については、別表 1 のとおりとする。

【再卸売電力量は、企画提案書で示された卸売電力量の  
おおむね 50% (10,600 千 kWh 程度) 以下とする】

(再卸売単価等)

第 4 条 卸売単価、再卸売単価及び再卸売手数料単価は、別表 2 のとおりとする。

**【企画提案書で提案された単価】**

(県内需要家への小売等の実施)

第 5 条 連携小売電気事業者は、再卸売に係る電力全量を県内需要家に小売するものとする。

- 2 連携小売電気事業者は、買受人からの求めに応じ、次の各号に係る書面を作成するものとする。

- (1) 連携小売電気事業者は、前2条について合意すること。
- (2) 連携小売電気事業者は、前号の概要（電力量及び高圧・低圧別の県内需要家数）を翌年度の5月31日までに、買受人に提供すること。
- (3) 連携小売電気事業者は、買受人が前号の概要を売渡人に報告することについて合意すること。

**【(2)(3)連携小売電気事業者が直接売渡人に提供することも可】**

- 3 売渡人及び連携小売電気事業者は、本契約の履行が遅滞なく行えるよう、必要な手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

（関係機関との調整）

第6条 連携小売電気事業者は、売渡人又は買受人が実施する電力広域的運営推進機関との発電計画値の連携、容量市場アセスメント対応、非F I T非化石価値の登録その他売渡人又は買受人が四徳及び小浜第1発電所電力受給契約を履行するために必要とする手続に協力するものとする。

（履行期間）

第7条 連携業務の履行期間は、令和9年（2027年）4月1日0時から令和11年（2029年）3月31日24時までとする。

（再委託の禁止）

第8条 連携小売電気事業者は、この契約による業務のうち主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、売渡人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

（契約解除）

第9条 売渡人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 連携小売電気事業者が、第7条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 連携小売電気事業者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から売渡人が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、連携小売電気事業者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

（再委託契約に関する契約解除）

第10条 売渡人は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、連携小売電気事業者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 売渡人は、連携小売電気事業者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第11条 売渡人は、売渡人の歳出予算において、地域新電力等連携業務契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 連携小売電気事業者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、連携小売電気事業者に損害が生じたときは、売渡人にその賠償を請求することができる。

(疑義の協議解決)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し疑義が生じたときは、売渡人及び連携小売電気事業者は、協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、売渡人及び連携小売電気事業者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年(2027年)○月○日

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2

売 渡 人

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

住 所 ○○○

連携小売電気事業者 法 人 名 ○○○

代表者職・氏名 ○○○ ○ ○ ○ ○

別表 1 (第 3 条関係)

令和 9 年度・令和 10 年度 月別予定卸売電力量・再卸売電力量

[千 kWh]

| 月    | 卸売電力量 |       |       |           |       |        |        |       |        | 再卸売電力量 |       |    |
|------|-------|-------|-------|-----------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|----|
|      | 四徳発電所 |       |       | 小渋第 1 発電所 |       |        | 合計     |       |        | 合計     |       |    |
|      | R9年度  | R10年度 | 合計    | R9年度      | R10年度 | 合計     | R9年度   | R10年度 | 合計     | R9年度   | R10年度 | 合計 |
| 4 月  | 548   | 548   | 1,096 | 899       | 899   | 1,798  | 1,447  | 1,447 | 2,894  | 〇〇     | 〇〇    | 〇〇 |
| 5 月  | 490   |       | 490   | 1,561     | 1,561 | 3,122  | 2,051  | 1,561 | 3,612  |        |       |    |
| 6 月  | 443   |       | 443   | 646       | 635   | 1,281  | 1,089  | 635   | 1,724  |        |       |    |
| 7 月  | 550   |       | 550   | 792       | 792   | 1,584  | 1,342  | 792   | 2,134  |        |       |    |
| 8 月  | 238   |       | 238   | 990       | 990   | 1,980  | 1,228  | 990   | 2,218  |        |       |    |
| 9 月  | 460   |       | 460   | 896       | 896   | 1,792  | 1,356  | 896   | 2,252  |        |       |    |
| 10 月 | 354   |       | 354   | 917       | 532   | 1,449  | 1,271  | 532   | 1,803  |        |       |    |
| 11 月 | 223   |       | 223   | 450       | 459   | 909    | 673    | 459   | 1,132  |        |       |    |
| 12 月 | 242   |       | 242   | 245       | 245   | 490    | 487    | 245   | 732    |        |       |    |
| 1 月  | 175   |       | 175   | 213       | 213   | 426    | 388    | 213   | 601    |        |       |    |
| 2 月  | 153   |       | 153   | 470       | 454   | 924    | 623    | 454   | 1,077  |        |       |    |
| 3 月  | 324   |       | 324   | 418       | 418   | 836    | 742    | 418   | 1,160  |        |       |    |
| 合計   | 4,200 | 548   | 4,748 | 8,497     | 8,094 | 16,591 | 12,697 | 8,642 | 21,339 |        |       |    |

別表 2 (第 4 条関係)

|              |                                         |
|--------------|-----------------------------------------|
| 卸売<br>単価     | 〇円〇〇銭/kWh<br>(うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭)     |
| 再卸売<br>単価    | 〇円〇〇銭/kWh<br>(うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭/kWh) |
| 再卸売<br>手数料単価 | 〇円〇〇銭/kWh<br>(うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭/kWh) |

- (注) 1 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。  
2 再卸売手数料単価の単位は、1 銭とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。  
3 消費税等相当額は、円未満切捨てとする。  
4 消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。